

# 反社会的勢力への対応について

## 反社会的勢力に対する基本原則

当社は、「法令等遵守マニュアル」等において全役員・職員が業務の遂行にあたって遵守すべき原則・規準を定めています。これらの中で、暴力団等の市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは関係を持たないこと、反社会的勢力に接した場合は速やかに上司に報告し、毅然とした態度で組織的に対応することを掲げています。

## 反社会的勢力に対する取組

当社は、「内部統制システムについて」等において市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決することとしています。また、その実現に向けた社内体制を整備し、警察をはじめとする外部組織との連携、暴力団等の反社会的勢力にかかわる対策の協議・社内啓発の推進等を行っています。

また、「経営企画部」を反社会的勢力対応組織として位置付け、不当要求等の事案が発生した際には、速やかに経営企画部へ報告する体制とする等、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理体制を構築しています。

## 契約書等への暴力団排除条項の導入

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、また、反社会的勢力およびその関係者に資金が流入することを阻止するために、当社が締結する契約書等において、契約先の代表者等が反社会的勢力に該当した場合等には、契約を解除できるとする条項を導入し、反社会的勢力との関係遮断の取組を強化しています。